

MOX 燃料加工施設 第二回設工認申請
ヒアリングの進め方について

1. はじめに

MOX 燃料加工施設については、2023. 2. 28 に建設工事に係る第二回の設工認申請を行ったところである。本申請に関する今後の設工認審査の進め方について、以下のとおり考え方を整理した。

2. 今後の MOX 燃料加工施設に関する設工認審査の進め方

2. 1 3月の審査会合に向けて説明すべき事項

3月に予定されている審査会合では、第二回設工認申請後に実施する初回の会合になることから、申請の概要説明として、以下の内容を説明することが必要と考えている。

- ・分割申請における第2回申請の範囲
- ・申請対象設備の考え方
- ・具体的な申請対象設備
- ・申請対象設備の分類と対象設備数
- ・2項変更申請設備における設計変更の概要

これらの内容は、申請の同日に提出した、補足説明資料 共通 08-2 R0（第2回申請の申請書の構成（MOX 燃料加工施設））において、その考え方や内容を記載しており、当該資料を用いてヒアリングを実施することで考えている。

表 共通 08-2 に記載している説明内容

説明事項	説明の概要	共通 08-2 記載箇所
申請対象設備 の考え方	建設工程の進捗に合わせ、天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器、複数の階に跨って、天井や壁に設置する設備、工事工程として優先して設置する必要がある設備を申請	本文 2. (1) 添付- 8, 9
具体的な 申請対象設備		
申請対象設備 の分類と対象	設工認申請の技術基準適合性の説明にあたり、申請対象設備の申請状況（1項新規、2	本文 5. 2 添付- 8, 9, 10

設備数	項変更), 各条における要求事項, 既認可からの変更点 (条件変更, 条件追加, 改造の有無) を分類	
2項変更申請設備における設計変更の概要	新規制基準前に認可を受けた実績を有する設備は2項変更として申請を行っており、地震動の変更を反映した補強や、火災防護要求による材質変更等、新規制基準前の認可を受けた設計から設計変更を実施している内容を示す	本文5. 3 添付-11

2. 2 個別設備の設計に関して説明すべき事項

上記2. に示す概要説明により、現在、再処理施設に関するヒアリングで整理が進められている「申請対象設備」に関する説明ができると考えており、以降の説明については、個別設備に関する「1. 設計条件及び評価判断基準」及び「2. 具体的な設備等の設計」への説明に移行していくことが可能になると考えている。本説明においては、再処理施設の整理と同様に、各技術基準の条文ごとに設計条件及び評価判断基準を明確にするとともに、各条文の要求を満足する構造設計となっていることを説明する。

これらの説明については、設備の耐震設計や外部衝撃からの損傷の防止に関する設計等、再処理施設と共通の技術基準要求に基づく説明となる条文については、再処理施設で実施する当該条文のヒアリングと同時に審査していただくことで、合理的な審査が進められるよう対応を進める。

一方、今回の申請に関して MOX 燃料加工施設特有の技術基準条文となる、臨界防止や搬送設備等については、MOX 施設としてのヒアリングを設定し、個別の内容を説明することとさせていただきたい。

これら技術基準条文とヒアリング対応の考え方について、添付-1 に示す。

以上

技術基準条文とヒアリング対応

項目	申請概要	ヒアリング	備考
第 4 条 核燃料物質 の臨界防止	基本設計方針、添付書類に係る設計方針 と機器等に対する臨界評価を申請。（既認 可から変更なし） 臨界評価の基本的な方法は既認可と同じ。	個別	再処理では既認可からの 変更点がない条文のため
第 6 条 地震による損 傷の防止 第 27 条 地震による 損傷の防止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類は一部追加があるが、第 1 回で認 可を得た再処理施設の申請書の内容等を 反映。 S クラス機器等に対する耐震評価を申請。	同時	申請書の構成、評価方法 等同様の観点があるため
第 8 条 外部からの衝 撃による損傷 の防止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類は、フィルタ等の一部の具体的な 設計方針、排気筒の評価結果を申請。	同時	申請書の構成、評価方法 等同様の観点があるため
第 10 条 閉じ込めの 機能	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類でグローブボックス等の具体的な設 計方針を申請。	個別	再処理では既認可からの 変更点がない条文のため
第 11 条 火災による 損傷の防止 第 29 条 火災等によ る損傷の防 止	基本設計方針は第 1 章共通項目は第 1 回 で認可済み、第 2 章個別項目で個別の設 備の設計方針を追加。 添付書類では、感知・消火等の設計方針、 消火設備の耐震設計を申請。	同時	申請書の構成、設計方針 等同様の観点があるため
第 12 条 加工施設 内における 溢水等によ る損傷の防 止	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では、溢水評価の対象とする溢水 防護対象設備の選定等設計方針を申請。	同時	申請書の構成、設計方針 等同様の観点があるため
第 14 条 安全機能を 有する施設	基本設計方針は第 1 章共通項目は第 1 回 で認可済み、第 2 章個別項目で個別の設 備の設計方針を追加。 添付書類ではグローブボックス内の環境条件 等を申請。	同時	申請書の構成、設計方針 等同様の観点があるため
第 15 条 材料及び構 造	基本設計方針、添付書類として設計方針、 強度評価等を申請。	同時	申請書の構成、評価方法 等同様の観点があるため

項目	申請概要	ヒアリング	備考
第 31 条 材料及び構造	設計方針は第 1 回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。		
第 16 条 搬送設備	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	個別	再処理では既認可からの変更点がない条文のため
第 17 条 核燃料物質の貯蔵施設	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	個別	再処理では既認可からの変更点がない条文のため
第 18 条 警報設備等	基本設計方針、添付書類を申請。	個別	MOX 特有の条文のため
第 20 条 廃棄施設	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	個別	再処理では既認可からの変更点がない条文のため
第 22 条 遮蔽	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では洞道等の遮蔽設備の計算結果を申請。	個別	再処理では既認可からの変更点がない条文のため
第 23 条 換気設備	基本設計方針、添付書類を申請。 基本設計方針は既認可から変更なし。	個別	再処理では既認可からの変更点がない条文のため
第 30 条 重大事故等対処設備	基本設計方針は第 1 回で認可済み。 添付書類では具体の重大事故等対処設備に係る設計方針、1.2Ss 評価に係る評価結果を申請。	同時	申請書の構成等同様の観点があるため
第 32 条 臨界事故の拡大を防止するための設備	基本設計方針、添付書類を申請。 対象となる設備がないことの設計方針を示す。		
第 33 条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	基本設計方針、添付書類を申請。		

MOX燃料加工施設

設工認申請について

目次

1. 第2回設工認申請の概要
2. 第2回設工認に係る当面の説明方針
3. 参考資料

1. 第2回設工認申請の概要（1）

- ◆ 令和5年2月28日に第2回設工認として以下を申請。
 - 第1回申請において、建設工事の工程を考慮し、工事の工程に合わせて申請範囲を4つの時期に分割し、新規申請及び変更申請に区分し、計7申請に分割して申請するとしたうちの、新規申請及び変更申請の2申請を申請

設工認種別	主な申請対象設備	設備数
1項申請 (従前に認可実績がない設備に係る申請)	<建物・構築物> 施設外漏えい防止堰 <被覆施設> 挿入溶接装置、グローブボックス、オープンポートボックス等 <組立施設> マガジン編成装置、集合体組立装置、検査装置、クレーン等 <貯蔵施設> グローブボックス、一時保管装置、ウラン貯蔵棚、収納パレット等 <廃棄施設> 気体廃棄物の廃棄設備に係る排風機、フィルタ、ダクト、ダンパ等、液体廃棄物の廃棄設備に係る槽、ポンプ、ろ過装置等 <火災防護設備> グローブボックス消火装置、窒素消火装置、二酸化炭素消火装置、配管、ピストンダンパ、延焼防止ダンパ等 <分析設備> グローブボックス、分析溶液処理装置に係る廃液中和槽、ろ過装置等	2,186基
2項変更申請 (新規基準施行前に認可実績がある設備に係る変更申請)	<建物・構築物> 洞道 <被覆施設> スタック編成装置、貯蔵マガジン、グローブボックス、クレーン等 <組立施設> マガジン編成装置、集合体組立装置、検査装置、クレーン等 <貯蔵施設> 一時保管ピット、グローブボックス、一時保管装置、貯蔵棚等	3,759基

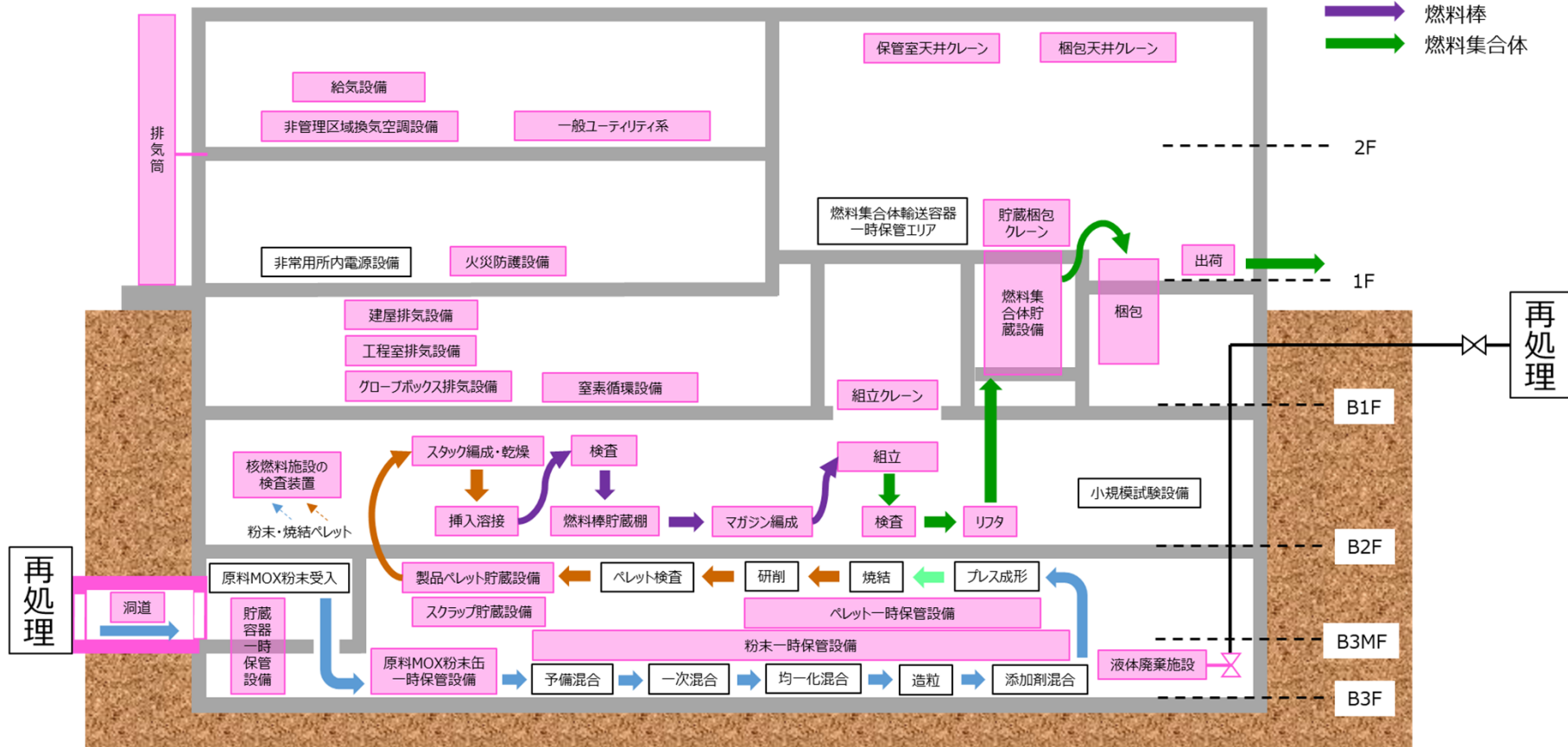
- ◆ 既に申請済みの再処理施設と同種の条文に対する設計方針等の説明については、再処理施設と一体となって合理的に説明する。
- ◆ 再処理施設では既認可から要求事項及び設計方針等の変更がない条文については、MOX燃料加工施設の特徴を踏まえて個別に説明する。

1. 第2回設工認申請の概要（2）

◆ 天井や壁を施工する前に搬入、施工する必要がある大型機器、複数の階に跨って、天井や壁に設置する設備、工事工程として優先して設置する必要がある設備を申請。

第2回申請範囲

- MOX粉末
- グリーンペレット
- 焼結ペレット
- 燃料棒
- 燃料集合体



※ が第2回申請対象。

1. 第2回設工認申請の概要（3）

◆ 新規に設置するもの、設計条件が変更になったもの等に分類すると以下のとおり。

分類	申請対象設備※	1. 設計条件及び評価判断基準	2. 具体的な設備等の設計	3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合
α.新規に設置するもの (1項申請設備)	2,186基	基本的に全ての事項	基本的に全ての事項	2.を踏まえた結果
β.既設 (2項変更申請設備)	β-1:設計条件が変更になったもの	変更になった事項	条件変更伴って変更になった事項	2.を踏まえた結果
	β-2:設計条件が追加になったもの	追加になった事項	条件追加に伴って変更になった事項	2.を踏まえた結果
	β-3:設計条件に変更がないもの	変更がないこと 理由を説明	変更がないこと 理由を説明	—

◆ 条文ごとの設備分類を参考資料として示す。

1. 第2回設工認申請の概要（3）

- ◆ β -1、 β -2に含まれる設備には、以下の設計変更が生じた設備が含まれる。
 - 耐震モデルの見直し（構造変更を伴わないもの）
 - ✓ 耐震モデルの精緻化
（梁部材への剛性付加による剛性アップ、解析において考慮する設備重量の適正化等）
 - 耐震モデルの見直し（構造変更を伴うもの）
 - ✓ 耐震サポート一部補強
 - 新規制に伴う設計変更
 - ✓ 基礎ボルトの材質を変更（耐震性向上）
 - ✓ 気密パネル材料のアクリルからポリカーボネートへの変更、含鉛アクリルパネルの難燃化
（ポリカーボネート被覆）（内部火災対策）
 - その他の設計変更
 - ✓ その他、設備に対する設計変更の実施

2. 第2回設工認に係る当面の説明方針（1）

- ◆ 第一回申請の審査において用いた条文ごとの説明資料を引き続き活用し、条文ごとに基本設計方針から順次説明する。

- ◆ 第6条 地震による損傷の防止、第8条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻、外部火災、火山）等の再処理と一体となって説明が必要な条文については、説明の重複等がないよう合理的に説明を行う。

- ◆ MOX特有の条文（再処理が既認可から要求事項、設計方針等に変更がないとしている条文）については、MOXの特徴を踏まえて、以下の内容を説明する。
 - ① 各条文の申請対象設備を安重・非安重・SA設備（常設、可搬）毎（以下、「重要度毎」という）に明確化
 - ② 設計条件及び評価判断基準の明確化
 - ③ 「2 - 1 システム設計、構造設計等（構造図、系統図等）」

2. 第2回設工認に係る当面の説明方針（2）

◆ 第2回設工認の申請対象となる条文は、以下の通り。

項目	申請概要
第4条 核燃料物質の臨界防止	基本設計方針、添付書類に係る設計方針と機器等に対する臨界評価を申請。（既認可から変更なし） 臨界評価の基本的な方法は既認可と同じ。
第6条 地震による損傷の防止※ 第27条 地震による損傷の防止※	基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類は一部追加があるが、第1回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映するとともに、スクラ ス機器等に対する耐震評価を申請。
第8条 外部からの衝撃による損傷の防止※	基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類は、フィルタ等の一部の具体的な設計方針、排気筒の評価結果を申請。
第10条 閉じ込めの機能	基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類でグローブボックス等の具体的な設計方針を申請。
第11条 火災による損傷の防止※ 第29条 火災等による損傷の防止※	基本設計方針は第1章共通項目は第1回で認可済み、第2章個別項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類では、感知・消火等の設計方針、消火設備の耐震設計を申請。
第12条 加工施設内における溢水等による損傷の防 止※	基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類では、溢水評価の対象とする溢水防護対象設備の選定等設計方針を申請。
第14条 安全機能を有する施設※	基本設計方針は第1章共通項目は第1回で認可済み、第2章個別項目で個別の設備の設計方針を追加。 添付書類ではグローブボックス内の環境条件等を申請。
第15条 材料及び構造※ 第31条 材料及び構造※	基本設計方針、添付書類として設計方針、強度評価等を申請。 設計方針は第1回で認可を得た再処理施設の申請書の内容等を反映。
第16条 搬送設備	基本設計方針、添付書類を申請。
第17条 核燃料物質の貯蔵施設	基本設計方針、添付書類を申請。
第18条 警報設備等	基本設計方針、添付書類を申請。
第20条 廃棄施設	基本設計方針、添付書類を申請。
第22条 遮蔽	基本設計方針は第1回で認可済み。添付書類では洞道等の遮蔽設備の計算結果を申請。
第23条 換気設備	基本設計方針、添付書類を申請。
第30条 重大事故等対処設備※	基本設計方針は第1回で認可済み。 添付書類では具体の重大事故等対処設備に係る設計方針、1.2Ss評価に係る評価結果を申請。
第32条 臨界事故の拡大を防止するための設備	基本設計方針、添付書類を申請。 対象となる設備がないことの設計方針を示す。
第33条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設 備	基本設計方針、添付書類を申請。

※申請書の構成、評価方法等同様の観点があるため、再処理施設と一体となって説明を行う条文

3. 參考資料

第2回設工認の申請対象設備の内訳

項目	1項申請	2項変更申請
建屋・洞道	—	1
建物・構築物 (施設外漏えい防止堰, 火災区域 構造物及び火災区画構造物)	11	2
遮蔽設備	273	3
核物質等取扱ボックス	91	60
ラック/ピット	223	28
機械装置	39	10
搬送設備	7	32
機器 (ファン, ポンプ, フィルタ等)	731	5
運搬・製品容器	811	3,618
合計	2,186	3,759

(条文ごとの申請対象設備の分類整理)

「第四条 核燃料物質の臨界防止」

分類	対象	数量
α	単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，誤搬入防止機構及び誤投入防止機構に係る計量設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器），臨界検知用ガスモニタ	333
β-1	（対象なし）	—
β-2	（対象なし）	—
β	β-3 単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器）	2943

＜分類の考え方＞

○全体

- ・臨界管理に関する設備として，単一ユニットを設定する設備，単一ユニット間で核燃料物質を運搬する設備，誤搬入防止機構及び誤投入防止機構に係る計量設備，複数ユニットを設定する設備（貯蔵設備，貯蔵する容器），臨界検知用ガスモニタを計上する。
- ・単一ユニット間距離を維持する設備のうち，基準地震動Ssによる地震力に対して多大な変形を及ぼさない設備は，第6条にて整理する。

○2項変更について

- ・「第四条 核燃料物質の臨界防止」では，新規制基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためβ-3で計上する。

「第五条 安全機能を有する施設の地盤」、「第六条 地震による損傷の防止」

分類	対象	数量	
α	Sクラス	Sクラス (うちクラス変更)	356 (42)
	Bクラス	波及的影響を考慮する設備 : B-2	4
		単一ユニット間距離を確保する設備 : B-3	220
		経路維持する設備 : B-4	5
	Cクラス	B-2~B-4を除くBクラス※1	297
		波及的影響を考慮する設備 : C-1	3
		火災防護を考慮する設備 : C-2	4
		溢水防護を考慮する設備 : C-2	0
		地下水排水設備 : C-3	0
		C-1~C-3を除くCクラス	216

＜分類の考え方＞

○全体

- ・耐震クラスごとに分類し、設備を計上する。
- ・火災、溢水、臨界、閉じ込めの条文から基準地震動Ssによる地震力で機能維持が要求される機器が識別できるよう、機器数を計上する。
- ・「B-2」と「B-3」を兼用する場合は、耐震計算に添付する「B-2」に集約する。
- ・耐震クラスが設定されない可搬設備の容器等は計上の対象外とする
- ・主配管（1式の設備）が部分的にS, B, Cクラスに分かれるものは、上位クラスにまとめて計上する。

○2項変更について

- ・「第五条 安全機能を有する施設の地盤」及び「第六条 地震による損傷の防止」では、新規基準を踏まえた耐震クラスの見直し、基準地震動Ssの見直しに係る既認可設備を、条件変更としてβ-1で計上する。
- ・構造変更, モデル変更, 変更なしを踏まえて整理する。

分類	対象	数量			
β	Sクラス	Sクラス (うちクラス変更)	27 (8)		
		構造変更	27		
		モデル変更 変更なし	— —		
	Bクラス	波及的影響を考慮する設備 : B-2	構造変更	47	
			モデル変更 変更なし	— 39	
			単一ユニット間距離を確保する設備 : B-3	3	
		β-1	構造変更	—	
			モデル変更 変更なし	— 3	
			経路維持する設備 : B-4	—	
		Cクラス	波及的影響を考慮する設備 : C-1	構造変更	1
				モデル変更 変更なし	— 1
				火災防護を考慮する設備 : C-2	—
	溢水防護を考慮する設備 : C-2		—		
	地下水排水設備 (燃料加工建屋) : C-3		—		
	β-2	(対象なし)			
	β-3	Bクラス	B-2~B-4を除くBクラス※1	57	
		Cクラス	C-1~C-3を除くCクラス	6	

＜注記＞

※1 共振を考慮するBクラスを含む

「第八条 外部からの衝撃による損傷の防止：竜巻」

分類	対象	数量	
α	竜巻防護対象施設	583	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （グローブボックス排気設備，工程室排気設備， 非常用所内電源設備）	13	
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設（排気筒， 燃料タンクのベント管）	1	
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1598	
	防護対象となる重大事故等対処設備	50	
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等 対処設備，屋外に設置する設備）	11	
	屋外に保管し固縛する重大事故等対処設備	—	
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設（排気筒）	1	
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4	
	β-1 （対象なし）		
β	β-2	竜巻防護対象施設	57
		評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—
		DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
		防護対象となる重大事故等対処設備	—
		評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等 対処設備，屋外に設置する設備）	—
		屋外に保管し固縛する重大事故等対処設備	—
		SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	β-3	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—	

<分類の考え方>

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。
- ・屋外に保管し，固縛する重大事故等対処設備も明確にする。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（竜巻）」では，新規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてβ-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，竜巻により設計変更は伴わないことから，β-3で計上する。

<注記>

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする竜巻防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「－」として記載）

「第八条 外部からの衝撃による損傷の防止：外部火災」

分類	対象	数量
α	外部火災防護対象施設	583
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，非常用所内電源設備 ^{※3} ）	2
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1597
	防護対象となる重大事故等対処設備	50
	（防護する建物，給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，外気を取り込む重大事故等対処設備，屋外に設置する設備）	2
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4
β-1	（対象なし）	
β	外部火災防護対象施設	57
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	防護対象となる重大事故等対処設備	—
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物）	—
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702
β-3	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—

<分類の考え方>

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・評価対象として，外気を建屋内に取り込む設備を計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備についても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（外部火災）」では，新規規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてβ-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，外部火災により設計変更は伴わないことから，β-3で計上する。

<注記>

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする外部火災防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）
- ※2 安全機能を有する施設のうち，外気を取り込むことにより外部火災防護対象施設及び防護対象となる重大事故等対処設備の機能が損なわれるおそれがある施設とする。燃料加工建屋において，給気設備及び非管理区域換気空調設備を対象とする。
- ※3 外部火災防護対象施設のうち，外気を取り込む設備を評価対象とする。燃料加工施設において，非常用所内電源設備を対象とする。

「第八条 外部からの衝撃による損傷の防止：火山」

分類	対象	数量
α	降下火砕物防護対象施設	583
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，非常用所内電源設備 ^{※3} ）	2
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1597
	防護対象となる重大事故等対処設備	50
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，給気設備 ^{※2} ，非管理区域換気空調設備 ^{※2} ，外気を取り込む重大事故等対処設備，屋外に設置する設備）	2
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4	
β	β-1 （対象なし）	
	降下火砕物防護対象施設	57
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （燃料加工建屋）	—
	DBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	β-2 防護対象となる重大事故等対処設備	—
	評価対象（建屋，換気空調設備含む） （防護する建物，外気と繋がっている重大事故等対処設備，屋外に設置する設備）	—
	SAで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設	—
	β-3 上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—

<分類の考え方>

○全体

- ・防護対象，評価対象，波及的影響を及ぼし得る設備が明確になるよう計上する。
- ・評価対象として，外気を建屋内に取り込む設備を計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備についても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更

- ・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（火山）」では，新規制基準にて追加された防護措置等に係る要求を踏まえ，既認可設備を設計条件の追加としてβ-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，火山により設計変更は伴わないことから，β-3で計上する。

<注記>

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする降下火砕物防護対象施設等及びDBで考慮する波及的影響を及ぼし得る施設を除く安全機能を有する施設又は重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）
- ※2 安全機能を有する施設のうち，外気を取り込むことにより降下火砕物防護対象施設及び防護対象となる重大事故等対処設備の機能が損なわれるおそれがある施設を対象とする。燃料加工建屋において，給気設備及び非管理区域換気空調設備を対象とする。
- ※3 降下火砕物防護対象施設のうち，外気を取り込む設備を評価対象とする。燃料加工施設において，非常用所内電源設備を対象とする。

「第八条 外部からの衝撃による損傷の防止：その他」

分類	対象	数量
α	DBのその他外部衝撃の影響を考慮する施設 (給気設備, 非管理区域換気空調設備)	2
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	2180
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 (対象なし)	
	β-3 DBのその他外部衝撃の影響を考慮する施設	-
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3759

<分類の考え方>

○全体

・その他外部衝撃の影響を考慮する施設として外気を取り入れる設備がわかるよう計上する。

○2項変更について

・「第八条 外部衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」では、新規制基準において追加要求はなく、既認可設備は条件変更、追加はないためβ-3で計上する。

<注記>

※1 安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては、「-」として記載)

「第十条 閉じ込めの機能」

分類	対象	数量
α	グローブボックス等，オープンポートボックス，フード，換気設備，フィルタ，負圧異常を検知するための計器（GB負圧温度監視装置）	715
	MOX粉末を取り扱う装置（落下等防止に係る装置）	2
	液体の放射性物質を取り扱う設備（低レベル廃液処理設備，分析済液処理設備），液体の放射性物質の漏えいを検知するための検知器，堰	93
β	β-1 （対象なし）	
	β-2 MOX粉末を取り扱う装置（落下等防止に係る装置）	24
	β-3 グローブボックス等，混合酸化物貯蔵容器，燃料加工建屋，貯蔵容器搬送用洞道	63

＜分類の考え方＞

○全体

- ・非密封のMOX粉末及びペレットを取り扱う設備，密封線源となる混合酸化物貯蔵容器，液体状の放射性物質を取り扱う設備を識別して計上する。
- ・新規制基準にて明確化されたMOX粉末を取り扱う装置（落下，転倒防止に係る装置）について，明確になるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第十条 閉じ込めの機能」では，新規制基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためβ-3で計上する。
ただし，新規制基準にて明確化されたMOX粉末を取り扱う装置については，設計条件の追加としてβ-2で計上する。

「第十一条 火災等による損傷の防止」, 「第二十九条 火災等による損傷の防止」

分類	対象	数量
a	火災防護設計に係る設備 ^{※1}	278
	①火災防護設備（発生防止, 感知, 消火, 影響軽減設備）	173
	②水素を取り扱う設備 （焼結炉, 排ガス処理装置, 小規模焼結処理装置, 水素・アルゴン混合ガス設備）	—
	③水素滞留防止に係る換気設備	11
	④熱的制限値に係る装置（過加熱防止回路, 加熱停止回路）	—
	⑤耐熱性を有する焼結炉等その他適切な防護措置 ^{※2}	238
	⑥火災区域構造物及び火災区画構造物 （緊急時対策建屋, 第1保管庫貯水所, 第2保管庫貯水所）	—
	DB火災防護対象設備	1005
	安全上重要な施設	583
	放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物, 系統及び機器（安重除く）	422
	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備（安全機能を有する施設） ^{※3}	1177
	SA火災防護対象設備 ・常設重大事故等対処設備（外的要因で使用する設備）(防護対象)	50
	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備	4
	常設重大事故等対処設備(内的要因で使用する設備)	4
火災防護計画による防護対象設備 （重大事故等対処設備(可搬型)）	—	

<分類の考え方>

○全体

- ・火災防護設計に係る設備, 火災防護対象設備, 火災防護計画による防護対象設備が識別できるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の外, 重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお, 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は, DB, SAそれぞれで計上する。
- ・火災防護設計に係る避雷設備は建屋に, 排煙設備は換気設備に含めて計上する。

<注記>

- ※1 火災防護設計に係る設備の数量は, 機能要求ごとの分類①～⑥で重複している設備の数量を二重計上せずに合算したもの
⇒①と⑤で重複している設備: 延焼防止ダンパ(安重135基, 非安重1式), 防火ダンパ(1式), 防火シャッタ(1式)
⇒③と⑤で重複している設備: 建屋排風機(3基), 工程室排風機(2基), 非管理区域換気空調設備(1式)
- ※2 グローブボックスパネルの難燃化による仕様表の変更についても計上
- ※3 火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては, 「—」として記載）

「第十一条 火災等による損傷の防止」, 「第二十九条 火災等による損傷の防止」

分類	対象	数量	
β	β-1 (対象なし)		
	β-1	火災防護設計に係る設備	62
		耐熱性を有する焼結炉等その他適切な防護措置※1	60
		火災区域構造物及び火災区画構造物（燃料加工建屋, 洞道） ⇒ 3時間耐火については, 条件追加と位置付ける。	2
	β-2	DB火災防護対象設備	91
		安全上重要な施設	57
		放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構造物, 系統及び機器（安重除く）	34
	β-2	SA火災防護対象設備 ・常設重大事故等対処設備（外的要因で使用する設備）(防護対象)	—
		β-3	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備（安全機能を有する施設）※2
	β-3	火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備（重大事故等対処設備（内的要因で使用する設備））	—

<分類の考え方>

○全体

- ・火災防護設計に係る設備, 火災防護対象設備, 火災防護計画による防護対象設備が識別できるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の外, 重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお, 設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は, DB, SAそれぞれで計上する。
- ・火災防護設計に係る避雷設備は建屋に, 排煙設備は換気設備に含めて計上する。

○2項変更について

- ・「第十一条 火災等による損傷の防止」及び「第二十九条 火災等による損傷の防止」では, 新規制基準にて火災の要求が明確化されたことを踏まえ, 既認可設備のうち, 火災防護設計に係る設備及び火災防護対象設備については, 設計条件の追加としてβ-2で計上する。
なお, 既認可設備のうち, 火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備については, 追加要求がないことから, β-3で計上する。
- ・火災防護審査基準以外の法令に基づき設計する防護対象設備のうち, 火災防護計画による防護対象設備（重大事故等対処設備(可搬型)）については, 既認可設備に対象となる設備はない。

<注記>

- ※1 グローブボックスパネルの難燃化による仕様表の変更についても計上
- ※2 火災防護上重要な機器等以外の安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては, 「—」として記載)

「第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止」

分類	対象	数量
α	溢水防護設備（堰、遮断弁）	—
	DB溢水防護対象設備（安重）	583
	DB評価対象	351
	上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	1599
	溢水から防護する重大事故等対処設備	50
	SA評価対象	44
	上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	4
	区画を設定する緊急時対策建屋，第1保管庫・貯水所，第2保管庫・貯水所 溢水源として設定しない設備 （損傷しない設計とするもの）	— 20
β	β-1 （対象なし）	
	DB溢水防護対象設備（安重）	57
	DB評価対象	27
	β-2 溢水から防護する重大事故等対処設備	—
	SA評価対象	—
	区画を設定する燃料加工建屋	—
	溢水源として設定しない設備 （損傷しない設計とするもの）	1
	β-3 上記以外の安全機能を有する施設 ^{※1}	3702
上記以外の重大事故等対処設備 ^{※1}	—	

＜分類の考え方＞

○全体

- ・溢水防護設備，溢水防護対象設備，評価対象となる溢水防護対象設備，区画を設定する建屋，溢水源として設定しない設備（損傷しない設計とする設備）が明確になるよう計上する。
- ・設計基準対象の施設の外，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。
- ・重大事故等対処設備は，外的事象で機能を期待する設備と評価対象がわかるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第十二条 加工施設内における溢水による損傷の防止」では，新規基準にて溢水の要求が追加されたことを踏まえ，既認可設備は設計条件の追加としてβ-2で計上する。
なお，※1に該当する設備は，溢水により設計変更は伴わないことから，β-3で計上する。

＜注記＞

- ※1 代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，その機能を損なわない設計とする溢水防護対象設備以外の安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備を計上したもの
（設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては，「—」として記載）

「第十四条 安全機能を有する施設」

分類	対象	数量
α	安全機能を有する施設※1	2182
	安全上重要な施設	816
	他の施設と共用する設備	—
	内部発生飛散物の発生を防止する設備 (内部発生飛散物の加害者)	8
β	β-1 (対象なし)	—
	β-2 内部発生飛散物の発生を防止する設備 (内部発生飛散物の加害者)	22
	安全機能を有する施設 (β-2含む) ※1	3759
		安全上重要な施設
	β-3 他の施設と共用する設備 (混合酸化物貯蔵容器, 容器 (粉末缶), 燃料加工 建屋, 貯蔵容器搬送用洞道)	1

<分類の考え方>

○全体

- ・安全機能を有する施設の総数を計上する。
- ・安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設、共用する設備、内部発生飛散物の発生を防止する設備（回転機器、重量物を取り扱う設備）が明確になるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第十四条 安全機能を有する施設」では、新規制基準にて内部発生飛散物に係る要求が追加されたことを踏まえ、内部発生飛散物に係る既認可設備は設計条件の追加としてβ-2で計上する。
- ・安全上重要な施設及び共用に関する要求に変更なく、対象に変更はないことからβ-3で計上する。
なお、β-3の安全機能を有する施設は、β-2の内部発生飛散物の発生を防止する設備を含んだ機器数とする。

<注記>

- ※1 安全機能を有する施設を計上したもの
(設工認添付書類「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」においては、「—」として記載)

「第十五条 材料及び構造」、「第三十一条 材料及び構造」

分類	対象	数量
α	DB構造計算で示す設備 ・安全上重要な施設の管・容器 ・加工第1種機器から加工第3種機器の管・容器	23
	DB設計方針で示す設備 ・安全上重要な容器等に接続する主要弁 ・安全上重要な施設の管のダクト ・他規格との比較により評価を実施する機器 →ポンペ（高圧ガス保安法） →内燃機関，ガスタービン(発電用火力基準規則)	354
	SA構造計算で示す設備 ・重大事故等対処設備の管及び容器	—
	評価書で示す設備（可搬型重大事故等対処設備のうち完成品）	—
	SA設計方針で示す設備 ・重大事故等対処設備の管及び容器に接続する主要弁 ・他規格との比較により評価を実施する機器 →ポンペ（高圧ガス保安法） →内燃機関，ガスタービン(発電用火力基準規則)	46
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 (対象なし)	
	β-3 DB構造計算で示す設備 ・混合酸化物貯蔵容器	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・強度評価の分類を踏まえて，計上する。
- ・設計基準対象の施設の他，重大事故等対処設備に関しても合わせて整理する。
なお，設計基準対象の施設と重大事故等対処設備を兼用する設備は，DB,SAそれぞれで計上する。

○2項変更について

- ・「第十五条 材料及び構造」では，新規基準において追加要求はなく，既認可設備は条件変更，追加はないためβ-3で計上する。
また，「第三十一条 材料及び構造」は，新規基準における追加要求であるが，対象となる設備に既認可設備はなく，全て新規申請設備となる。
- ・既認可設備である混合酸化物貯蔵容器については，再処理施設と共用する設備であり，再処理施設にて構造計算結果を示している。

「第十六条 搬送設備」

分類	対象	数量
α	成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設及びその他加工設備の附属施設(小規模試験設備)の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。)	24
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 (対象なし)	
	β-3 成形施設、被覆施設、組立施設及び核燃料物質の貯蔵施設の内、MOX粉末及びペレットを収納する容器、燃料棒及び燃料集合体等の核燃料物質を搬送する設備 (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがない劣化ウランの粉末を取り扱う設備は搬送設備の対象外とする。)	40

＜分類の考え方＞

○全体

- ・人の安全に著しい損傷を及ぼすおそれのない劣化ウランを取り扱う設備を除く核燃料物質を搬送する機器を計上する。

○2項変更について

- ・「第十六条 搬送設備」では、新規制基準において追加要求はなく、既認可設備は条件変更、追加はないためβ-3で計上する。

「第十七条 核燃料物質の貯蔵施設」

分類	対象	数量
α	崩壊熱除去に係る換気設備 (グローブボックス排気設備及び建屋排気設備)	7
	貯蔵能力に係る貯蔵設備 (原料MOX粉末缶一時保管設備, ウラン貯蔵設備, 粉末一時保管設備, 燃料棒貯蔵設備, 燃料集合体貯蔵設備, ウラン貯蔵エリア, 燃料棒受入一時保管エリア, 燃料集合体輸送容器一時保管エリア, ウラン輸送容器一時保管エリア)	1037
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 (対象なし)	
	β-3 貯蔵能力に係る貯蔵設備 (貯蔵容器一時保管設備, 粉末一時保管設備, ペレット一時保管設備, スクラップ貯蔵設備, 製品ペレット貯蔵設備, 燃料棒貯蔵設備)	3622

＜分類の考え方＞

○全体

- 崩壊熱除去に係る換気設備, 貯蔵能力に係る貯蔵設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

- 「第十七条 核燃料物質の貯蔵施設」では, 新規基準において追加要求はなく, 既認可設備は条件変更, 追加はないためβ-3で計上する。
なお, 崩壊熱除去に係る換気設備に既認可設備はなく, 全て新規申請設備となる。

「第十八条 警報設備」

分類	対象	数量
α	警報設備 ・グローブボックス温度監視装置 ・気体廃棄物の廃棄中の放射能レベルを監視する排気モニタ ・液体状廃棄物の廃棄設備からの漏えいを検知する漏えい検知器	8
	自動回路 ・グローブボックス温度監視装置 ・自動回路のうち次のもの (焼結炉内部温度高による過加熱防止回路, 小規模焼結処理装置内部温度高による過加熱防止回路, 小規模焼結処理装置への冷却水流量低による加熱停止回路, 混合ガス水素濃度高による混合ガス供給停止回路) ・混合ガス濃度異常遮断弁	—
	その他警報設備 ・臨界検知用ガスモニタ ・グローブボックス負圧・温度監視設備 ・液体状の放射性物質の漏えい検知器	9
β	β-1	(対象なし)
	β-2	(対象なし)
	β-3	(対象なし)

＜分類の考え方＞

○全体

・警報設備, 自動回路, その他の警報設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

・「第十八条 警報設備等」では, 新規制基準において追加要求はないが, 対象となる設備に既認可設備はなく, 全て新規申請設備となる。

「第二十条 廃棄施設」

分類	対象	数量
α	気体廃棄物の廃棄設備 (グローブボックス排気設備, 工程室排気設備, 建屋排気設備, 窒素循環設備及び排気筒)	627
	液体廃棄物の廃棄設備 (低レベル廃液処理設備, 海洋放出管理系, 廃油保管エリア) オープンポートボックスも含む	30
	固体廃棄物の廃棄設備(廃棄物保管エリア及び第2低レベル廃棄物貯蔵系)	—
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 (対象なし)	
	β-3 海洋放出管理系 (燃料加工建屋の排水口から再処理施設との取合点までの範囲)	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・気体廃棄物の廃棄設備, 液体廃棄物の廃棄設備, 固体廃棄物の廃棄設備が識別できるよう計上する。

○2項変更について

- ・「第二十条 廃棄施設」では, 新規制基準において追加要求はなく, 既認可設備は条件変更, 追加はないためβ-3で計上する。

「第二十二条 遮蔽」

分類	対象	数量
α	遮蔽蓋, 遮蔽扉, 遮蔽蓋支持架台及び遮蔽を期待する機器付き遮蔽	324
β	β-1 (対象なし)	786
	β-2 (対象なし)	
	β-3 公衆被ばく及び従事者被ばくに係る遮蔽 ・建屋遮蔽 ・遮蔽蓋 (燃料加工建屋) 従事者被ばくに係る遮蔽 ・遮蔽扉 (燃料加工建屋) ・遮蔽扉 (ペレット一時保管設備) ・遮蔽を期待する機器付き遮蔽 (核燃料物質の貯蔵施設) ・洞道遮蔽	

＜分類の考え方＞

○全体

・遮蔽機能を期待する設備を計上する。

○2項変更について

・「第二十二条 遮蔽」では、新規制基準において追加要求はなく、遮蔽機能を期待する既認可設備は設計条件、設計変更はないためβ-3で計上する。

「第二十三条 換気設備」

分類	対象	数量
α	<ul style="list-style-type: none"> 換気設備に係るグローブボックス排気設備，工程室排気設備，建屋排気設備，窒素循環設備及び給気設備 グローブボックス排気設備，工程室排気設備及び建屋排気設備のフィルタ 火災防護設備の各ダンパ（ピストンダンパ，避圧エリア形成用自動閉止ダンパ，延焼防止ダンパ（ダンパ作動回路を含む。）及び防火ダンパ） 	630
	β-1	（対象なし）
β	β-2	（対象なし）
	β-3	（対象なし）

＜分類の考え方＞

○全体

・換気設備に係る設備を計上する。

○2項変更

・「第二十三条 換気設備」では，新規制基準において追加要求はないが，対象となる設備に既認可設備はなく，全て新規申請設備となる。

「第二十六条 重大事故等対処施設の地盤」, 「第二十七条 地震による損傷の防止」

分類	対象	数量
α	常設耐震重要重大事故等対処設備	52
	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	2
	常設耐震重要重大事故等対処設備の波及的影響を考慮する設備	1
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 常設耐震重要重大事故等対処設備	—
	β-2 常設耐震重要重大事故等対処設備の波及的影響を考慮する設備	—
β-3	常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備	—

＜分類の考え方＞

○全体

- ・常設耐震重要重大事故等対処設備及び波及的影響を及ぼすおそれのある設備を明確にするよう計上する。
- ・常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を明確になるよう計上する。
- ・重大事故等対処設備のうち、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する設備及び当該設備に波及的影響を及ぼすおそれのある設備については、「第三十条 重大事故等対処設備」にて明確にする。

○2項変更について

- ・「第二十六条 重大事故等対処施設の地盤」及び「第二十七条 地震による損傷の防止」では、新規制基準において追加要求であることから、既認可設備はβ-2で計上する。

「第三十条 重大事故等対処設備」

分類	対象	数量	
α	外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備（常設, 可搬）	50	
		常設	50
		可搬	-
		DBと兼用する設備	50
		再処理施設と共用する設備	-
	内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備（常設, 可搬）	54	
		常設	54
		可搬	-
		DBと兼用する設備	54
		再処理施設と共用する設備	-
	重大事故等対処設備を収納する緊急時対策建屋, 第1保管庫貯水所, 第2保管庫貯水所, 重油貯槽, 火災区域構築物（地下水排水設備を含む）	-	
β	β-1 (対象なし)		
	地震を要因とする重大事故等の対処するための重大事故等対処設備を支持する燃料加工建屋, 火災区域構築物（燃料加工建屋）（地下水排水設備を含む）	-	
	β-2 重大事故の発生を仮定するグローブボックス ・予備混合装置グローブボックス ・添加剤混合装置グローブボックス ・回収粉末処理・混合装置グローブボックス	-	
β-3 (対象なし)			

＜分類の考え方＞

○全体

- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備, 内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備がわかるよう計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備, 内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備が兼用される場合はそれぞれ計上する。
- ・DBと兼用する設備, 再処理施設と共用する設備が明確になるよう計上する。
- ・常設重大事故等対処設備, 可搬型重大事故等対処設備をそれぞれ計上する。
- ・重大事故等対処設備を設置, 保管する建屋, 建屋に関連する地下水排水設備を計上する。
- ・基準地震動Ssの1.2倍した地震力で機能を期待する地震を要因とする重大事故等に対する施設については, 次ページで整理する。

○2項変更

- ・「第三十条 重大事故等対処設備」では, 新規制基準において追加要求であることから, 既認可設備はβ-2で計上する。

「第三十条 重大事故等対処設備」(地震を要因とする重大事故等に対する施設)

分類	対象	数量
α	地震を要因とする重大事故等に対する施設※1	50
	起因に対し発生防止を期待する設備	-
	対処する常設重大事故等対処設備	50
	対処する可搬型重大事故等対処設備	-
	上記設備を設置又は保管する建屋	-
	地震を要因とする重大事故等に対する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある設備	1
	上記設備以外のうち、外部への放出経路の維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路維持する設備	25
β	β-1 (対象なし)	
	β-2 地震を要因とする重大事故等に対する施設※1	-
	起因に対し発生防止を期待する設備	-
	β-3 (対象なし)	

<分類の考え方>

○全体

- 地震を要因とする重大事故等に対する施設として基準地震動Ssの1.2倍した地震力で機能を期待する設備を分類する。
- 地震を要因とする重大事故等に対する施設の分類ごとに計上する。また、波及的影響を及ぼすおそれのある設備を明確になるよう計上する。
- 地震を要因とする重大事故等に対する施設ではないが、外部への放出経路の維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路維持する設備を計上する。

○2項変更について

- 「第三十条 重大事故等対処設備」では、新規制基準において追加要求であることから、既認可設備はβ-2で計上する。
なお、該当する設備は、起因に対し発生防止を期待する設備となる重大事故の発生を仮定するグローブボックス(予備混合装置グローブボックス、添加剤混合装置グローブボックス及び回収粉末・処理混合装置グローブボックス)のみとなる。

<注記>

※1 地震を要因とする重大事故等に対する施設は以下の通り。

○起因に対し発生防止を期待する設備

事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備

○対処する常設重大事故等対処設備

地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備

○対処する可搬型重大事故等対処設備

地震を要因として発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備

<注記>

※2 上記設備以外のうち、経路維持として基準地震動Ssの1.2倍した地震力に対し経路を維持する設計とする設備は以下の通り。

グローブボックス排気閉止ダンパ(2基)、工程室排気閉止ダンパ(2基)、グローブボックス排風機(2基)、工程室排風機(2基)、グローブボックス排気系主配管(外部放出抑制設備から燃料加工建屋境界までの範囲)、工程室排気系主配管(外部放出抑制設備から燃料加工建屋境界までの範囲)、窒素循環ファン(2基)、窒素循環冷却機(2基)、窒素循環主配管(工程室境界以降の建屋排気設備にて排気される範囲の室に設置する範囲)、延焼防止ダンパ(8基)、被圧エリア形成用自動閉止ダンパ(一式)、給気設備(工程室境界から逆止弁までの範囲)

「第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」

分類	対象	数量
α	重大事故の発生を仮定するグローブボックス	—
	代替火災感知設備（外的，内的すべて）	—
	外的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	内的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	代替消火設備（外的，内的すべて）	—
	外的事象で機能を期待する設備	—
	常設	—
	可搬	—
	外部放出抑制設備（外的，内的すべて）	54
	外的事象で機能を期待する設備	50
	常設	50
	可搬	—
	内的事象で機能を期待する設備	54
	常設	54
	可搬	—
	工程室放射線計測設備（外的，内的すべて）	—
外的事象で機能を期待する設備	—	
常設	—	
可搬	—	
内的事象で機能を期待する設備	—	
常設	—	
可搬	—	
代替グローブボックス排気設備（外的，内的すべて）	25	
外的事象で機能を期待する設備	25	
常設	25	
可搬	—	
内的事象で機能を期待する設備	25	
常設	—	
可搬	—	

分類	対象	数量	
β	β-1	（対象なし）	
	β-2	重大事故の発生を仮定するグローブボックス ・予備混合装置グローブボックス ・添加剤混合装置グローブボックス ・回収粉末処理・混合装置グローブボックス	—
	β-3	（対象なし）	

＜分類の考え方＞

○全体

- ・閉じ込める機能の喪失に対処するための設備として，重大事故の発生を仮定するグローブボックス，代替火災感知設備，代替消火設備，外部放出抑制設備，工程室放射線計測設備，代替グローブボックス排気設備をそれぞれ計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備がわかるよう計上する。
- ・外的事象で機能を期待する重大事故等対処設備，内的事象で機能を期待する重大事故等対処設備が兼用される場合はそれぞれ計上する。
- ・常設重大事故等対処設備，可搬型重大事故等対処設備をそれぞれ計上する。

○2項変更

- ・「第三十三条 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備」では，新規基準において追加要求であることから，既認可設備はβ-2で計上する。